

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2022年 9月12日(月)

## 今週のことば

### 追加の物価高騰対策

政府は物価高騰を受け追加対策を決定。ガソリン補助金の継続や政府が売り渡す輸入小麦価格の据え置き、住民税非課税世帯に対する5万円給付などを実施する方針。

## ◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

9/12(月) 赤口

13(火) 先勝 国連総会が開幕

14(水) 友引

15(木) 先負 老人週間(～21日)

16(金) 仏滅

17(土) 大安

18(日) 赤口

## 先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

9/5(月)	27,620 ▼31	140.57 ▼0.33
6(火)	27,627 △7	141.53 ▼0.96
7(水)	27,430 ▼197	143.89 ▼2.36
8(木)	28,065 △635	143.81 △0.08
9(金)	28,215 △150	142.35 △1.46

## 短時間労働者の社会保険適用拡大Q&A

現在、厚生年金の被保険者数が501人以上の特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は、3/4基準(週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上)を満たさない場合でも一定要件を満たす方は厚生年金・健康保険の被保険者となりますが、本年10月から特定適用事業所の要件などが見直され、適用が拡大されます。

### ◆ Q & A

Q. 特定適用事業所に該当する企業は？

A. 本年10月から、被保険者数が常時101人以上となる企業が特定適用事業所に該当します。なお、令和6年10月からは51人以上の企業となります。

Q. 新たに適用対象となる短時間労働者とは？

A. 本年10月から、特定適用事業所で働く短時間労働者で、①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8.8万円以上、③2ヵ月を超える雇用見込みがある、④学生ではない、のすべてに該当する方が新たに厚生年金・健康保険の適用対象となります。

Q. 「月額賃金8.8万円以上」の算定対象は？

A. 基本給及び諸手当で判断し、残業代や賞与、臨時的な賃金、通勤手当などは含みません。

Q. 健康保険の被扶養者として認定されるための収入要件(年収130万円未満)は変わる？

A. 被扶養者認定の収入要件に変更はありませんが、年収130万円未満でも3/4基準又は4要件を満たす方は、厚生年金・健康保険の被保険者となります。

Q. 特定適用事業所に該当しなくなった場合は？

A. 不該当届を提出することで該当しなくなったものとして扱われます。その際、使用される被保険者の3/4以上の同意を得ることが必要です。

■この記事の詳細は、情報BOX201534

## 実質無利子・無担保融資は今月申込分まで

新型コロナの影響を受けた事業者に対して、日本公庫等が実施している実質無利子・無担保融資は本年9月末までの申込受付分をもって取扱いが終了となります(9月末までに申込受付していれば融資決定が10月になった場合でも対象)。

日本公庫等による実質無利子・無担保融資は、新型コロナ関連融資(新型コロナ特別貸付等)の借入を行った方が一定の要件を満たす場合に、中小企業基盤整備機構が最長3年間にあたる利子相当額を一括して助成する特別利子補給により、実質的に無利子・無担保で融資を行うものです。

取扱い終了に伴い、駆け込みの申込が増加し、融資決定までに時間がかかる可能性があります。

## たばこ税の引上げは来月で一旦終了

平成30年度税制改正で、たばこ税の段階的な引上げが行われており、紙巻きたばこは3段階(平成30年10月・令和2年10月・令和3年10月)で1本当たり3円引上げられ、加熱式たばこは「重量」と「価格」で紙巻きたばこの本数に換算する課税方式への移行に伴う引上げが5段階(平成30年10月～令和4年10月)で行われています。

本年10月の引上げ(加熱式たばこの5回目)で、平成30年度改正によるたばこ税の増税は最後ですが、今後も増税されることが予想されます。

### 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和4年10月からの短時間労働者に対する社会保険適用拡大Q &amp; A

## ◆概要

現在、厚生年金保険の被保険者数が常時 501 人以上である「特定適用事業所」で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は、4 分の 3 基準（週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用者の 4 分の 3 以上であること）を満たさない場合でも、一定の要件（週の労働時間が 20 時間以上など）を満たす者については、厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

令和 4 年 10 月から次の見直しにより、短時間労働者に対する社会保険の適用が拡大されます。

## ◎特定適用事業所要件の見直し

令和 4 年 10 月から、被保険者数が常時 101 人以上の企業が「特定適用事業所」となり、該当する企業で働く一定の短時間労働者は厚生年金保険・健康保険の加入が義務化されます。なお、令和 6 年 10 月からは、被保険者数が常時 51 人以上の企業が「特定適用事業所」となります。

## ◎短時間労働者の勤務期間要件の見直し

厚生年金保険・健康保険の適用対象となる短時間労働者の勤務期間要件（勤務期間 1 年以上）が見直しとなり、令和 4 年 10 月からは特定適用事業所で働く短時間労働者で以下の①～④に全て該当する方が適用対象となります。

①週の所定労働時間が 20 時間以上であること。

②月額賃金が 8.8 万円以上（年収 106 万円以上※）であること。

※月額賃金のみで判定するため、年収 106 万円以上というのはあくまで参考の値です。

③2 ヶ月を超える雇用の見込みがあること。

④学生ではないこと。

## ◆Q &amp; A

Q. 「特定適用事業所」に該当するかどうかは、どのように判定する？

A. 法人の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 12 ヶ月のうち、6 ヶ月以上 101 人以上であることが見込まれる場合に該当します。個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数で判定します。

Q. 特定適用事業所に該当する可能性のある事業所に対しては、何らかのお知らせがある？

A. 年金機構から「特定適用事業所に該当する可能性がある旨のお知らせ」が送付されます。

Q. 被保険者数が 100 人以下となり特定適用事業所に該当しなくなった場合は？

A. 引き続き特定適用事業所であるものとして取り扱われますが、使用される被保険者の 3/4 以上の同意を得たことを証する書類を添えて、特定適用事業所不該当届を提出した場合は特定適用事業所に該当しなくなったものとして扱われます。なお、不該当届は被保険者数が 100 人以下となった日以後であれば提出可能です。

Q. 1 週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し一定ではない場合などは、所定労働時間をどのように算出する？

A. 当該周期における 1 週間の所定労働時間を平均し、算出します。

Q. 月額賃金 8.8 万円以上の算定基礎となる賃金とは？

A. 月額賃金の算定対象は基本給及び諸手当で判断します。ただし、①臨時に支払われる賃金（結婚手当等）、②1 月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、③時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）、④最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）は、算入されません。

Q. 健康保険の被扶養者認定の収入要件（年収 130 万円未満）に変更はある？

A. 被扶養者認定の収入要件については変更ありません。なお、年収が 130 万円未満であっても、4 分の 3 基準又は 4 要件を満たした場合は、厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

Q. 雇用期間が 2 ヶ月を超える見込みであったが当該期間を超えなかった場合は被保険者資格取得を取り消すことはできる？

A. 雇用時に 2 ヶ月を超える見込みであった場合は、結果として雇用期間が 2 ヶ月未満になったとしても、被保険者の資格取得の取り消しはできません。

Q. 「学生でないこと」とはどのような者を指す？

A. 学生とは、主に高等学校や大学などに在学する生徒又は学生が該当しますが、休学中の者や定時制課程及び通信制課程に在学する者その他これらに準じる者（いわゆる社会人大学院生等）は学生から除かれることとなります。